

日本てんかん学会 包括的てんかん専門医療提携施設連合の定義・あり方・施設基準

包括的てんかん専門医療提携施設連合の定義

包括的てんかん専門医療提携施設連合とは、てんかん患者とその家族がてんかんという疾患を克服し身体的、精神的、社会的に充実した幸福な生活をおくるという目的を達成するために、所属医療圏および近隣医療圏において、てんかん医療提携を行うことによって適切な質の高い医療とケアを提供する、複数のてんかん医療施設からなる組織である。

包括的てんかん専門医療提携施設連合のあり方

わが国のてんかん診療状況は地域の違いにより異なり、その包括性と専門性が単一施設のみでは完遂しえない場合が少なくない。このような場合においても包括的なてんかん専門診療を行うためには、地域における複数の施設がそれぞれの診療の特徴を生かしながら、互いに十全緊密な提携診療を行うことが重要であり、このことはわが国の水準の高いてんかん診療の均質化につながりうると考えられる。これらの点を踏まえて、複数の施設が互いのてんかん診療機能を補完することによって包括的てんかん専門医療施設と同様のあり方を遵守する提携医療組織を構築し、その定義に定められた目的を達成することが、日本てんかん学会の定める包括的てんかん専門医療提携施設連合の目指すものである。

上記のあり方を踏まえ、日本てんかん学会は包括的てんかん専門医療提携施設連合を以下のように定める。なお、施設基準は、てんかん医療の進歩や社会的背景の変化に伴って一定期間ごと（附則1）に見直されるべきである。

包括的てんかん専門医療提携施設連合施設基準

上記定義・あり方に即した施設群で以下の条件1)～7)のすべてを満たすこと。

- 1) 包括的てんかん専門医療提携施設連合（以下提携施設連合と略す）を構成する施設のうち、少なくとも1施設は日本てんかん学会認定研修施設であること。
- 2) 提携施設連合を構成する施設数は包括的てんかん専門医療施設を含まない3施設までとし、その所在地は以下の①から③のいずれかを満たすこと。
 - ① 提携施設連合を構成するすべての施設の所在地が同一の都道府県内であること。
 - ② 2施設で構成される提携施設連合であって、それぞれの施設の所在地は互いの都道府県に隣接する二次医療圏内にあること。
 - ③ 3施設で構成される提携施設連合であって、2施設の所在地は同一都道府県内にあり、他1施設の所在地は2施設の所在する都道府県に隣接する二次医療圏内にあること。

- 3) 提携施設連合全体で以下の条件をすべて満たすこと。

日本精神神経学会、日本神経学会、日本脳神経外科学会、および日本小児神経学会が認定する常勤の専門医（診療科専門医と略す）が各1名以上おり、それぞれの診療科専門医は日本てんかん学会会員であり、それらは日本てんかん学会が認定する専門医（てんかん専門医と略す）ないし日本てんかん学会が主催する教育的セミナーを毎年受講した者（セミナー受講済診療科専門医と略す）であること。常勤てんかん専門医は2名以上おり、それらは互いに異なる診療科専門医であること。
- 4) 提携施設連合のうち少なくとも1施設は長時間ビデオ脳波同時記録に基づくてんかん診断をおこなっており、その実績が年間50件以上であること。
- 5) 提携施設連合のうち少なくとも1施設はMRI装置を常備する施設であること。
- 6) 下記の条件を満たす提携施設連合によるてんかん専門提携医療を運営するための委員会（以下提携運営委員会と略す）が組織され運営されていること。
 - ① 提携運営委員会の合議の上、提携施設連合を構成する施設の中から運営の責任を負う1施設を指定すること。
 - ② 定期的な提携運営委員会会議が年に3回以上施行されていること。
 - ③ 提携運営委員会は各施設の常勤てんかん専門医および常勤セミナー受講済診療科専門医と医師以外のてんかん医療に従事する職種（てんかん医療に従事する看護師、臨床検査技師、社会福祉士ないし精神保健福祉士、てんかん診療支援コーディネーター（附則3）、および提携医療事務）を持つ者によって構成されていること。
 - ④ 各提携運営委員会会議は各施設からの常勤てんかん専門医ないし常勤セミナー受講済診療科専門医の1名以上の出席があること。常勤てんかん専門医は年3回以上の出席のあること。
 - ⑤ 各提携運営委員会会議は各施設からの③に示す医師以外のてんかん医療に従事する職種を持つ者の1名以上の出席があること。
- 7) てんかん診療を担当するてんかん診療担当医師と医師以外のてんかん診療を担当する各提携施設の医療従事者による包括的てんかん専門医療提携施設連合合同てんかん症例検討会（提携合同検討会と略す）が年間12回以上行われ、上記3）に定めるすべてのてんかん診療担当医師は提携合同検討会に年3回以上出席をしていること。
- 8) 各施設は以下の①～④の診療実績のうちいずれか1つないし複数を満たし、かつ提携施設連合全体で①～④のすべてを満たすこと（附則4）。
 - ① てんかん手術を年間10件以上実施している。
 - ② てんかん重積状態に対する入院管理を年間30件以上実施している。
 - ③ てんかんに併存する精神医学的問題に対する専門的診断および診療、あるいはてんかんと鑑別を要した精神症状に関する診療を10例以上実施している。そのうち3例以上はてんかんに特有あるいは密接に関連する病態・症状を呈している。
 - ④ 指定難病や小児慢性特定疾患に合併した薬剤治療抵抗性てんかんの診療を年間30

例以上実施している。

附則

- (1) 3年毎に見直すものとする。
- (2) 施設認定後にてんかん担当診療医の非充足となった場合は、再認定審査の際に日本てんかん学会てんかん専門医療施設検討委員会が再認定の妥当性を検討する。
- (3) てんかん診療支援コーディネーターとはてんかん地域診療連携体制整備事業において記載されているものを指す。てんかん診療支援コーディネーターはてんかん医療を運営するための委員会内てんかん学会専門医、看護師、臨床検査技師、社会福祉士ないし精神保健福祉士と兼任することができる。
- (4) 診療実績の詳細は認定申請時年度毎に発行される包括的てんかん専門医療提携施設連合認定申請書類作成の手引きに従う。

包括的てんかん専門医療提携施設連合の定義・あり方・施設基準は2024年8月29日に日本てんかん学会理事会で承認され、2024年9月1日に公布された。

包括的てんかん専門医療提携施設連合の定義・あり方・施設基準は2025年度認定審査より適用する。